

環水大水発第120725002号  
平成24年8月8日

都道府県知事  
水質汚濁防止法政令市長 殿

環境省水・大気環境局長

### 「底質調査方法」について

「底質調査方法」については、昭和50年10月28日付け環水管第120号（「底質調査方法について」）及び昭和63年9月8日付け環水管第127号（「底質調査方法の改定について」）により通知しているところであるが、前回改定後から現在までに水質の環境基準項目等の追加、JIS K0102（工場排水試験方法）の改定、分析技術の進展等が見られたことから、最新の知見等を踏まえて底質の調査方法について検討を行い、別添のとおり改定を行ったので通知する。

改定された「底質調査方法」については、通常的底質調査における分析方法等を定めたもので、特殊な条件の下で、これによることが著しく不相当と認められる場合には、これの骨子に沿って必要な変更を行っても差し支えない。

おって、関係者に対して、この趣旨の周知徹底を図るとともに、今後とも底質調査及び底質改善対策の一層の推進を図られたい。

また、この改定に伴い、昭和50年10月28日付け環水管第119号「底質の暫定除去基準について」の一部を下記のとおり改正する（改正後の通知は別紙1）。

なお、本通知により、昭和50年10月28日付け環水管第120号（「底質調査方法について」（別紙2））及び昭和63年9月8日付け環水管第127号（「底質調査方法の改定について」（別紙3））は廃止する。

### 記

2. 底質の分析方法等中「「底質調査方法」（昭和63年9月8日付け環水管第127号。以下「底質調査方法」という。）の」を「「底質調査方法について」（平成24年8月8日付け環水大水発第120725002号。以下「底質調査方法」という。）にのっとり実施する」に改める。

※改正箇所は下線部分

環水管第119号  
昭和50年10月28日  
改正 環水管第127号  
昭和63年 9月 8日  
最終改正 環水大水発第120725002号  
平成24年 8月 8日

都道府県知事

殿

権限委任市長

環境庁水質保全局長

### 底質の暫定除去基準について

公共用水域の水質汚濁、魚介類汚染等の原因となる汚染底質の除去等の基準として、下記のとおり底質の暫定除去基準を定めたので、暫定除去基準値に該当する底質については、しゅんせつ、封じ込め等の所要の対策を講じるとともに、関係者についてもその旨御指導願いたい。なお、所要の対策を講じる際は、「底質の処理・処分等に関する暫定指針」（昭和49年5月30日付け環水管第113号）に基づき、二次公害が発生しないように慎重に配慮することとされたい。

おって、「水銀を含む底質の暫定除去基準について」（昭和48年8月31日付け環水管第177号）及び「PCBを含む底質の暫定除去基準について」（昭和50年2月28日付け環水管第18号）は、廃止する。

### 記

#### 1. 底質の暫定除去基準値

底質の暫定除去基準値は、別紙1及び2において定める物質ごとの基準値とする。

#### 2. 底質の分析方法等

底質の暫定除去基準に該当するか否かの判定は、「底質調査方法について」

（平成24年8月8日付け環水大水第120725002号。以下「底質調査方法」という。）にのっとり実施する精密調査の結果に基づき、メッシュを設定している場合にあつてはそれぞれのメッシュの通常4つの交点の測定値の平均値をもつて当該メッシュ内の平均濃度とし、その他の場合にあつては隣り合う2点の測定値の平均値をもつて当該区間の平均濃度とし、それぞれの平均濃度において判定する。

なお、この測定値は「底質調査方法」により定める採泥及び分析方法により測定した値をいう。

### 水銀を含む底質の暫定除去基準

水銀を含む底質の暫定除去基準値（底質の乾燥重量当たり）は、海域においては次式により算出した値（C）以上とし、河川及び湖沼においては 25ppm 以上とする。

ただし、潮汐の影響を強く受ける河口部においては海域に準ずるものとし、沿岸流の強い海域においては河川及び湖沼に準ずるものとする。

$$C = 0.18 \cdot \frac{\Delta H}{J} \cdot \frac{1}{S} (\text{ppm})$$

$$\left\{ \begin{array}{l} \Delta H = \text{平均潮差 (m)} \\ J = \text{溶出率} \\ S = \text{安全率} \end{array} \right.$$

(1) 平均潮差（m）は、当該水域の平均潮差とする。ただし、潮汐の影響に比して副振動の影響を強く受ける海域においては、平均潮差に代えて次式によって算出した値とする。

$$\Delta H = \text{副振動の平均降巾 (m)} \times \frac{12 \times 60(\text{分})}{\text{平均周期 (分)}}$$

(2) 溶出率は、当該水域の比較的高濃度に汚染されていると考えられる 4 地点以上の底質について、「底質調査方法」の溶出試験により溶出率を求め、その平均値を当該水域の底質の溶出率とする。

(3) 安全率は、当該水域及びその周辺の漁業の実態に応じて、次の区分により定めた数値とする。なお、当該の食習慣等の特殊事情に応じて安全率を更に見込むことは差し支えない。

1) 漁業が行われていない水域においては、10とする。

2) 漁業が行われている水域で、底質及び底質に付着している生物を採取する魚介類（エビ、カニ、シャコ、ナマコ、ボラ、巻貝類等）の漁獲量の総漁獲量に対する割合がおおむね1/2以下である水域においては、50とする。

3) 2)の割合がおおむね1/2を超える水域においては、100とする。

## 別紙 2

### PCBを含む底質の暫定除去基準

PCBを含む底質の暫定基準値（底質の乾燥重量当たり）は、10ppm以上とする。

なお、魚介類のPCB汚染の推移をみて更に問題があるような水域においては、地域の実情に応じたより厳しい基準値を設定するよう配慮すること。

別紙2

環水管第120号  
昭和50年10月28日  
改正 環水管第127号  
昭和63年9月8日  
廃止 環水大水発第120725002号  
平成24年8月8日

都道府県知事

殿

権限委任市長

環境庁水質保全局長

底質調査方法について

各種の公共用水域等の底質調査について、別添「底質調査方法」のとおり分析方法等を定めたので、通知する。

なお、別添「底質調査方法」は、通常底質調査における分析方法等を定めたものであり、特殊な条件のもとで、これによることが著しく不相当と認められる場合は、これの骨子に沿って必要な変更を行っても差し支えない。

おって、関係者に対して、この趣旨の周知徹底方を図られたい。

環水管第127号  
昭和63年9月8日  
廃止 環水大水発第120725002号  
平成24年8月8日

都道府県知事

殿

政令市長

環境庁水質保全局長

### 底質調査方法の改定について

標記調査方法（昭和50年10月28日付け環水管第120号本職通知（「底質調査方法について」の別添）の全部を別添のとおり改定する。

今回の改定の主な内容としては、JIS K0102（工場排水試験方法）に整合する方向で新しい技術を取り入れたほか、近年、閉鎖性水域の富栄養化の原因物質として重視されている全窒素及び全りん、分析手法が著しく改良されたシアン化合物等を新たに追加した。

なお、改定された「底質調査方法」についても、通常の底質調査における分析方法等を定めたもので、特殊な条件のもとで、これによることが著しく不相当と認められる場合には、これの骨子に沿って必要な変更を行っても差し支えない。

また、この改定に伴い、底質の暫定除去基準（昭和50年10月28日付け環水管第119号本職通知）の一部を下記のとおり改定する。

おって、関係者に対して、この趣旨の周知徹底を図るとともに、今後とも底質調査及び底質改善対策の一層の推進を図られたい。

### 記

2 底質の分析方法等中「「底質調査方法」（昭和50年10月28日付け環水管第120号。以下「底質調査方法」という。）」を「「底質調査方法」（昭和63年9月8日付け環水管第127号。以下「底質調査方法」という。）」に改める。